

県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則をここに公布する。

令和2年7月13日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第9号

県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）第7条の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理するための措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 条例第2条第2項に規定する教育職員であつて、県立学校に勤務するものをいう。
- (2) 正規の勤務時間 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項、第4条並びに第5条に規定する勤務時間をいう。
- (3) 在校等時間 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として別に定める方法により算出される時間をいう。
- (4) 所定の勤務時間 次に掲げる日（勤務時間等条例第11条第1項に規定する代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
 - ア 勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日
 - イ 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第33条に規定する休日給が職員に対して支給される日（アに掲げる日を除く。）

(教育職員の業務量の適切な管理)

第3条 岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間又は月数をそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月における時間外在校等時間 100時間未満
- (2) 1年における時間外在校等時間 720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間
- (4) 1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数 6箇月

(補則)

第4条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保のために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 令和2年12月31日までの間における第3条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5

箇月の期間（令和2年8月以後の期間に限る。）とする。